

平成30年12月7日

旭川市長 西川 将人 様

旭川市子ども・子育て審議会

放課後児童健全育成事業専門部会

部会長 石ヶ森 孝 順



放課後児童クラブの民間委託の検討について（答申）

平成30年度第1回旭川市子ども・子育て審議会において諮問のあった事項について、次のとおり答申します。

1 放課後児童クラブの民間委託の検討について（別紙のとおり）



放課後児童クラブの民間委託の検討について（答申）

市から諮問のあった「放課後児童クラブの民間委託の検討」について、実施主体である市が、民間事業者の知識や経験、手法を活かしながら、利用児童の興味・関心に配慮し、体験活動などを取り入れた提供プログラムの構築、また、放課後児童支援員の資質向上を図り、放課後児童クラブの質的拡充を目指そうとする考え方に基づく民間委託の基本的な方向性は妥当である。

ただし、次の意見を付すものとする。

1 民間委託の実施に当たっては、放課後児童クラブの市が目指すべき姿を明確に示すとともに、その姿に応じた公募の条件設定を適切に行うことが重要である。

その上で、民間事業者の選定において質の向上に繋がらないといった状況が見込まれる場合には、民間委託を進めることについて、その方向性の見直しを検討すること。

2 市民意見の聴取に関しては、放課後児童クラブの利用者が限定的である中、民間委託による質的拡充を図る上で、利用者からの意見を大切にする必要がある。

このことから、全市的な意見提出手続によるものではなく、利用児童や保護者、学校、放課後児童支援員といった関係者に対し、丁寧な説明と意見聴取を行うとともに、不安が生じた中で運営を開始することなく取組を効果的に進められるよう、必要に応じ、公募の条件等への反映に努めること。

3 放課後児童支援員による支援の質を確保するため、研修機会や指導体制の充実に努めること。

4 実施主体である市が、提供プログラムをはじめ、支援を要する児童への対応状況、放課後児童支援員の待遇に配慮しているかなど、民間事業者の運営状況について適宜把握すること。

5 運営負担金の見直しについては、具体的な質の向上を見る形で示さなければ、利用者の理解を得ることは難しいと考えられることから、民間委託導入によって提供プログラムの充実や支援員の資質向上等が図られた段階で、改めて検討を進めることが望ましい。

なお、見直しに当たっては、他都市の状況も踏まえながら、低所得世帯の減免等の対応についても検討すること。